

青森県報

号外第十四号

令和五年
三月十七日
(金曜日)

目次

公安委員会

- 空気銃の年少射撃資格の認定に関する講習会の開催(年少射撃資格者)……………(生活保安課) ……一
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(初心者) ……同 ……一
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(経験者) ……同 ……二
- クロスボウの取扱いに関する講習会の開催(初心者) ……同 ……三

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第九条の十四第一項の規定により、空気銃の年少射撃資格の認定を受けようとする者に対する空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第二十九条第一項の規定により公表する。

令和五年三月十七日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
年 月 日 講 習 時 間	

令和五年
八月十日

午前九時から午後
六時まで

青森市大字荒川字藤戸一―一九の七
青森県総合社会教育センター1

二 講習科目

- 1 空気銃の所持に関する法令
- 2 空気銃の使用、保管等の取扱い
- 三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、空気銃の年少射撃資格の認定を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第十七条第二項の規定により公表する。

令和五年三月十七日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
年 月 日 講 習 時 間	

令和五年 七月二日	午前九時から午後 六時まで	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター
七月十九日	〃	八戸市大字売市字興遊下三 八戸市スポーツ研修センター
八月二十一日	〃	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

令和五年三月十七日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和五年 四月二十一日 午後一時から午後 四時まで	八戸市城下一丁目一六の二五 八戸警察署
五月十七日 〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署
五月二十九日 〃	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館
六月三日 午前九時から正午 まで	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター
六月二十八日 午後一時から午後 四時まで	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
七月七日 〃	むつ市中央一丁目一九の一 むつ警察署
七月十八日 〃	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
七月二十八日 〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署
八月二十三日 〃	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の四 〇七 五戸町ひばり野スポーツ交流センター
九月十二日 〃	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署
九月三十日 午前九時から正午 まで	八戸市大字売市字興遊下三 八戸市スポーツ研修センター
十月十二日 午後一時から午後 四時まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七 鰺ヶ沢警察署
十月二十四日 〃	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館
十一月五日 午前九時から正午 まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター

十二月十二日	午後一時から午後四時まで	上北郡七戸町字大沢五七の四九七戸警察署
令和六年一月十二日	〃	青森市大字荒川字藤戸一一九の七青森県総合社会教育センター
二月十五日	〃	十和田市西六番町一の四一十和田警察署
三月十四日	〃	五所川原市字栄町六の一五所川原警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
 - 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者
- 四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添えて提出すること）。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

- 五 講習修了証明書の交付
講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

青森県公安委員会告示第三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三の二第一項の規定により、クロスボウの所持の許可を受けようとする者に対するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十九条の二第二項の規定により公表する。

令和五年三月十七日

青森県公安委員長 野 呂 知 子

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和五年七月二十日 午前九時から午後六時まで	八戸市大字売市字奥遊下三八戸市スポーツ研修センター
九月五日	弘前市大字末広四丁目一〇の一弘前市総合学習センター
十一月六日	青森市大字荒川字藤戸一一九の七青森県総合社会教育センター

二 講習科目

- 1 クロスボウの所持に関する法令
 - 2 クロスボウの使用、保管等の取扱い
- 三 受講者の資格
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、クロスボウの所持の許可を受けようとする者
- 四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添えて提出すること）。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円